

「しつけ」の概念分析

A Concept Analysis of Parental Discipline in Japan

児童学科 和田上 貴昭
Dept. of Child Studies Takaaki Wadagami

抄 録 本研究では「しつけ」がどのような認識のもとに用いられているかを Rodgers の概念分析法を用いて分析した。調査対象は日本を対象とした養育上の「しつけ」に関連する 2000 年から 2019 年に発行された論文とした。「しつけ」は社会の秩序を守るために、社会からの要請により行われる側面があり、社会的意義がある。また子どもの社会化のために身につけさせたいことを提供することが目的となる。ただし適切に行われるかどうかにより、心身の子どもの形成に影響を与える。なお、「しつけ」が、親子の私的な関係の中で取り組まれることと、体罰や虐待が「しつけ」の延長線上にあると認識されていることは、虐待行為を肯定することに繋がるという問題点がある。

キーワード：しつけ, 概念分析, 親子関係

Abstract In this study, Rodgers' concept analysis method was used to analyze how discipline is perceived and used. The survey covered articles published between 2000 and 2019 related to child-rearing discipline in Japan. Discipline is carried out in a private setting by various means within the parent-child relationship. It has a social significance because it is carried out in order to maintain social order. While discipline lays the foundation for children to participate in society, it can affect their physical and mental development depending on whether it is done properly. Furthermore, the fact that discipline, which is carried out as a social requirement, is addressed within the private relationship between parents and children, and that corporal punishment and abuse are perceived as an extension thereof, is problematic in that it leads to the affirmation of acts such as abuse.

Keywords: Parental Discipline, A Concept Analysis, Parent-Children relationship

1. 問題と目的

子育ての営みは、子どもに衣食住を与えるだけではない。養育者との相互関係を基盤に子どもの発達を促し、社会の中で身につけるべき事柄(社会規範)を学ばせる取り組み¹⁾、いわば子どもを社会化する取り組みである²⁾。この取り組みを「しつけ」という。ただし、社会規範は時代や国・地域によって異なるため、身につけるべき内容は社会状況により自ずと異なる。ただし、「しつけ」に否定的な捉え方をする人も多い。社会規範を学ばせ、身につけさせるために、子どもの自由な発想や行動を制限するという側面がある³⁾。子育てにおいて親が困難と感じるのは、叱り方や行動を静止したりする「しつけ」の内

容についてである。それがうまくいかないために、親が感情的になり体罰等の暴力的な行為が生じることがある⁴⁾。また虐待報道などにおいて、「しつけのつもりで」といった親の言い分が報道されることもあり、「しつけ」の延長線上に暴力がイメージされることある。「しつけ」をどのように行うかは、子育てにおける虐待や体罰を避けるために重要な観点であると考えられる。さらに子育ては子どもに親の価値観や親が属する社会の規範を伝達する側面を持つことが移民の養育行動に関する研究⁵⁾⁶⁾⁷⁾から明らかになっており、日本と海外では「しつけ」に対する社会的な認識やその内容は異なる。

「しつけ」という用語がどのように用いられているかについて分析することは、日本の子育てにおけ

る特徴について明らかにすることになり、虐待等の子育てにおける問題の背景や子育て支援の方策を検討する上でも有益であると考えられる。本研究では、日本における子育て上の「しつけ」について、社会的認識や定義を明確にすることを目的とする。

2. 方法

1) 調査分析方法の選定

本研究では「しつけ」がどのような認識のもとに用いられているかを Rodgers⁸⁾の概念分析法を用いて分析した。概念分析は看護学領域で構築された分析方法で、「幅広い対象領域を持つ看護という現象に迫り、看護に共通する問題やその解決の方法について論じていくときに、共通言語としての概念の理解が必要不可欠」⁹⁾という理由から概念を明確化していくことを目的に開発された。概念分析にはいくつかの手法があるが、Rodgers 以外の方法では概念を「静的で普遍的なものとして捉えられていたが、Rodgers は、概念は開発されるものであり、時間の流れの中で使用され、適用され、再評価され、洗練される」¹⁰⁾と捉えている点において特徴的な手法である。今回分析対象とする「しつけ」は時間や状況の変化に伴い概念が変化すると考えられるため、本研究では Rodgers の分析法が最適と考えた。

2) サンプルの選定

調査対象は日本を対象とした養育上の「しつけ」に関連する論文とし、論文検索には NII 学術情報ナビゲーターの Cinii Articles を用いた。検索語は「しつけ」とし、発行年は 2000 年から 2019 年の 20 年間とした。2000 年は日本において児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）が公布された年である。また 2020 年は児童虐待防止法および児童福祉法において体罰禁止規定が設けられた年である。その結果、1,414 件の論文が検索された。重複しているものや学会発表の抄録、外国を対象とした調査を除き、選定した。その結果、132 件をとった。掲載雑誌および筆者の専門領域から判断した学問領域では、心理学 55 文献、教育学(含む保育学)43 文献、看護学(含む医学、保健学)21 文献、社会福祉学(含む社会学)13 文献となった。分析対象とする文献について Rodgers¹¹⁾は、各学問領域を階層化して無作為抽出し、少なくとも 30 文献または母集団の 20%のうち、より多いサンプルを選択すると述べて

いる。本研究では、各学問領域を階層化して無作為に 30 文献を抽出し、分析対象文献とした。分析対象文献は、心理学 12 文献、教育学(含む保育学)10 文献、看護学(含む医学、保健学)5 文献、社会福祉学(含む社会学)3 文献に分類された。

3) 分析手順

Rodgers の概念分析は、概念を定義するために、文献中の概念の用いられ方に着目して、概念を構成する要素を抽出する。サンプルとなる論文から抽出し、短い文章のコードにして「属性」、「先行要件」、「帰結」それぞれについて複数のコードからカテゴリー化を繰り返し、構成要素を明らかにし、概念を定義した。更に「しつけ」と、関連概念の「懲戒」、「注意」、「指導」「育て方」との相違を検討した。カテゴリーは《 》、サブカテゴリーは【 】で表記した。なお抽出したコードの記述内容は必ずしも筆者の認識や研究結果ではなく、論文中に用いられていた表現である。

4) 倫理的配慮

本研究は既出の研究論文を対象に概念分析法を用いて行なった研究である。著作権、盗用などの倫理問題に配慮して研究をおこなった。

3. 結果

1) カテゴリー

属性は、《親子関係》、《方法》、《場所》の3カテゴリーとなった(表 1)。先行要件は《社会からの要請》、《社会的意義》、《身につけさせたいこと》の3カテゴリー(表 2)、帰結は《社会を構成》、《子どもの形成》の2カテゴリーである(表 3)。

2) 属性

① 親子関係

《親子関係》は【親の役割】、【親のゆらぎ】、【相互性】、【権威的】の4つのサブカテゴリーから構成される。「しつけ」実施における親と子どもの状況について分類した。

【親の役割】においては、「しつけ」が親の役割として実施されている内容を分類した。ここでは「しつけを行う親の方をしつけの主体ととらえ、しつけを受ける子どもの方をしつけの客体として捉えることができる。」⁴²⁾のように、「しつけ」が親が主

表1 日本における「しつけ」概念の属性

カテゴリー	サブカテゴリー	定義	出典
親子関係	親の役割	親の役割として行う	岡崎(2015) ¹²⁾ , 寺田ほか(2014) ¹³⁾ , 鹿島(2013) ¹⁴⁾ , 佐々木(2010) ¹⁵⁾ , 平山(2009) ¹⁶⁾ , 佐藤(2003) ¹⁷⁾ , 花原(2002) ¹⁸⁾ , 細坂・茅島(2019) ¹⁹⁾ , 西澤(2010) ²⁰⁾ , 数井(2005) ²¹⁾ , 伊藤(2005) ²²⁾ , 北川(2002) ²³⁾
	親のゆらぎ	親は確信なく、模索しながら行う	山地ほか(2011) ²⁴⁾ , 平山(2009) ¹⁶⁾ , 花原(2002) ¹⁸⁾ , 細坂・茅島(2019) ¹⁹⁾ , 尾形・増南(2019) ²⁵⁾ , 門間ほか(2017) ²⁶⁾ , 平田(2012) ²⁷⁾ , 数井(2005) ²¹⁾ , 無藤(2012) ⁴⁰⁾
	相互性	子どもとの相互関係の中で行う	門松(2018) ²⁸⁾ , 岡崎(2015) ¹²⁾ , 寺田ほか(2014) ¹³⁾ , 山地ほか(2011) ²⁴⁾ , 佐々木(2010) ¹⁵⁾ , 平山(2009) ¹⁶⁾ , 細坂・茅島(2019) ¹⁹⁾ , 尾形・増南(2019) ²⁵⁾ , 北川(2002) ²³⁾
	権威的	子どもに対して権威的な方法で行う	門松(2018) ²⁸⁾ , 二宮ほか(2004) ²⁹⁾ , 北川(2002) ²³⁾
方法	褒める	褒めるという方法を用いる	岡崎(2015) ¹²⁾ , 鹿島(2013) ¹⁴⁾ , 岩崎(2009) ³²⁾ , 吉澤ほか(2017) ³¹⁾ , 尾形・増南(2019) ²⁵⁾ , 北川(2002) ²³⁾
	叱る	叱るという方法を用いる	岡崎(2015) ¹²⁾ , 鹿島(2013) ¹⁴⁾ , 山地ほか(2011) ²⁴⁾ , 佐々木(2010) ¹⁵⁾ , 石橋(2003) ³⁰⁾ , 吉澤ほか(2017) ³¹⁾ , 門間ほか(2017) ²⁶⁾ , 北川(2002) ²³⁾
	教える	教えるという方法を用いる	門松(2018) ²⁸⁾ , 山地ほか(2011) ²⁴⁾ , 岩崎(2009) ³²⁾ , 花原(2002) ¹⁸⁾ , 平田(2012) ²⁷⁾ , 西澤(2010) ²⁰⁾ , 数井(2005) ²¹⁾ , 山瀬(2003) ³⁵⁾ , 北川(2002) ²³⁾ , 無藤(2012) ⁴⁰⁾
	気づかせる	気づかせるという方法を用いる	門松(2018) ²⁸⁾ , 平山(2009) ¹⁶⁾ , 佐藤(2006) ³³⁾ , 二宮ほか(2004) ²⁹⁾ , 広田(2003) ³⁴⁾ , 北川(2002) ²³⁾
	尊重	子どもを尊重する	寺田ほか(2014) ¹³⁾ , 平山(2009) ¹⁶⁾ , 岩崎(2009) ³²⁾ , 尾形・増南(2019) ²⁵⁾ , 二宮ほか(2004) ²⁹⁾ , 広田(2003) ³⁴⁾ , 北川(2002) ²³⁾
	放任	子どもに任せる	岩崎(2009) ³²⁾ , 広田(2003) ³⁴⁾
	制限	子どもの不適切な言動には制限することで改善を促す	新井(2006) ³⁶⁾ , Lee・安山(2004) ³⁷⁾ , 石橋(2003) ³⁰⁾ , 花原(2002) ¹⁸⁾ , 平田(2012) ²⁷⁾ , 数井(2005) ²¹⁾ , 二宮ほか(2004) ²⁹⁾ , 広田(2003) ³⁴⁾ , 北川(2002) ²³⁾ , 無藤(2012) ⁴⁰⁾
	体罰・虐待	体罰・虐待という方法を用いる	岡崎(2015) ¹²⁾ , Lee・安山(2004) ³⁷⁾ , 西出・中村(2001) ⁴⁰⁾ , 細坂・茅島(2019) ¹⁹⁾ , 尾形・増南(2019) ²⁵⁾ , 門間ほか(2017) ²⁶⁾ , 平田(2012) ²⁷⁾ , 西澤(2010) ²⁰⁾ , 齋藤・大西(2007) ³⁹⁾ , 数井(2005) ²¹⁾ , 二宮ほか(2004) ²⁹⁾ , 北川(2002) ²³⁾ , 無藤(2012) ⁴⁰⁾
場所	家庭	家庭で行う	門松(2018) ²⁸⁾ , 岡崎(2015) ¹²⁾ , 山地ほか(2011) ²⁴⁾ , 佐々木(2010) ¹⁵⁾ , 佐藤(2003) ¹⁷⁾ , 増渕(2002) ³⁸⁾ , 佐藤(2006) ³³⁾
	保育現場	保育現場で行う	門松(2018) ²⁸⁾ , 岡崎(2015) ¹²⁾
	地域	地域社会で行う	数井(2005) ²¹⁾ , 伊藤(2005) ²²⁾

表2 日本における「しつけ」概念の先行要件

カテゴリー	サブカテゴリー	定義	出典
社会からの要請	社会の状況	社会状況により内容は変化する	門松(2018) ²⁸⁾ , 岡崎(2015) ¹²⁾ , 佐藤(2003) ¹⁷⁾ , 増渕(2002) ³⁸⁾ , 細坂・茅島(2019) ¹⁹⁾ , 平田(2012) ²⁷⁾ , 西澤(2010) ²⁰⁾ , 佐藤(2006) ³³⁾ , 数井(2005) ²¹⁾ , 伊藤(2005) ²²⁾ , 広田(2003) ³⁴⁾ , 北川(2002) ²³⁾ , 無藤(2012) ⁴⁰⁾
	あるべき姿	推奨される内容がある	門松(2018) ²⁸⁾ , 増渕(2002) ³⁸⁾ , 伊藤(2005) ²²⁾ , 北川(2002) ²³⁾
	不確かさ	明確に規定されている訳でない	門松(2018) ²⁸⁾ , 平田(2012) ²⁷⁾ , 齋藤・大西(2007) ³⁹⁾ , 数井(2005) ²¹⁾ , 無藤(2012) ⁴⁰⁾
社会的意義	社会規範	社会規範伝達の役割がある	門松(2018) ²⁸⁾ , 岡崎(2015) ¹²⁾ , 寺田ほか(2014) ¹³⁾ , 山地ほか(2011) ²⁴⁾ , 佐々木(2010) ¹⁵⁾ , 佐藤(2003) ¹⁷⁾ , 増渕(2002) ³⁸⁾ , 花原(2002) ¹⁸⁾ , 尾形・増南(2019) ²⁵⁾ , 門間ほか(2017) ²⁶⁾ , 平田(2012) ²⁷⁾ , 佐藤(2006) ³³⁾ , 数井(2005) ²¹⁾ , 伊藤(2005) ²²⁾ , 山瀬(2003) ³⁵⁾ , 広田(2003) ³⁴⁾ , 北川(2002) ²³⁾ , 無藤(2012) ⁴⁰⁾
	ジェンダーロール	ジェンダーロール伝達の役割がある	佐藤(2003) ¹⁷⁾ , 佐藤(2006) ³³⁾ , 数井(2005) ²¹⁾ , 山瀬(2003) ³⁵⁾
	親の価値観伝達	親の価値観伝達の役割がある	佐藤(2003) ¹⁷⁾ , 佐藤(2006) ³³⁾ , 山瀬(2003) ³⁵⁾ , 北川(2002) ²³⁾
	自立	自立する力をつけさせる役割がある	岡崎(2015) ¹²⁾ , 佐々木(2010) ¹⁵⁾ , 尾形・増南(2019) ²⁵⁾ , 平田(2012) ²⁷⁾ , 数井(2005) ²¹⁾ , 二宮ほか(2004) ²⁹⁾ , 無藤(2012) ⁴⁰⁾
	身につけさせたいこと	生活習慣	生活習慣を身につけさせる役割がある
	自主性・自律性	自主性・自律性を身につけさせる役割がある	寺田ほか(2014) ¹³⁾ , 岩崎(2009) ³²⁾ , 佐藤(2003) ¹⁷⁾ , 西澤(2010) ²⁰⁾ , 佐藤(2006) ³³⁾ , 数井(2005) ²¹⁾ , 二宮ほか(2004) ²⁹⁾ , 山瀬(2003) ³⁵⁾ , 北川(2002) ²³⁾
	協調	協調性を身につけさせる役割がある	山地ほか(2011) ²⁴⁾ , 佐藤(2003) ¹⁷⁾ , 佐藤(2006) ³³⁾ , 山瀬(2003) ³⁵⁾ , 北川(2002) ²³⁾
	子どものため	子ども自身のために行う	細坂・茅島(2019) ¹⁹⁾ , 門間ほか(2017) ²⁶⁾ , 西澤(2010) ²⁰⁾ , 山瀬(2003) ³⁵⁾ , 北川(2002) ²³⁾

表3 日本における「しつけ」概念の帰結

カテゴリー	サブカテゴリー	定義	出典
社会を構成	社会規範の基盤	共通の社会規範を持つ人が育つ	岡崎(2015) ¹²⁾ , 花原(2002) ¹⁸⁾ , 西出・中村(2001) ⁴⁰⁾
	虐待との連続性	虐待になることもある	岡崎(2015) ¹²⁾ , Lee・安山(2004) ³⁷⁾ , 細坂・茅島(2019) ¹⁹⁾ , 門間ほか(2017) ²⁶⁾ , 平田(2012) ²⁷⁾ , 西澤(2010) ²⁰⁾ , 齋藤・大西(2007) ³⁹⁾ , 数井(2005) ²¹⁾ , 二宮ほか(2004) ²⁹⁾ , 無藤(2012) ⁴⁰⁾
子どもの形成	自信	子ども自身の力になる	寺田ほか(2014) ¹³⁾ , 岩崎(2009) ³²⁾ , 尾形・増南(2019) ²⁵⁾
	不適切な体験の影響	子どもの力を奪う可能性がある	岩崎(2009) ³²⁾ , 門間ほか(2017) ²⁶⁾ , 佐藤(2006) ³³⁾ , 数井(2005) ²¹⁾

体となり実施されるものとして用いられている。また、「育児やしつけを主に担当する母親」⁴³⁾と、その役割の多くは母親が主として担うことが記されている。「しつけ」において、親は役割を果たす中で、

【親のゆらぎ】を感じ、模索する。「どこまで『無理強いをして良いのか』、『どのように教えるか』と、その方法について常に試行錯誤しており、繰り返し説明してもなかなか子どもに理解されないことで、苦労や疲労感につながっている。」⁴⁴⁾では、「しつけ」において親は戸惑い試行錯誤、疲労することが記述されている。

「しつけ」の主体である親と客体である子どもとの間の【相互性】が存在するとの記述もある。「しつけは幼少期から親子間の中で展開される中心的な相互作用であり、児童期に至るまでの時間的な長さや親子間の本質的なコミュニケーション手段として存在している」⁴⁵⁾では、「しつけ」は相互作用において展開されるものであることが記述されている。一方で「しつけ」を親が【権威的】に行うとの記述もある。「子どもの話をちゃんと聞かなかつたり、頭ごなしに叱りつけてしまうことがある」⁴⁶⁾のように親と子の社会的、物理的な力の差を記すものもある。

② 方法

《方法》は【褒める】、【叱る】、【教える】、【気づかせる】、【尊重】、【放任】、【制限】、【体罰・虐待】の8つのサブカテゴリーから構成される。「しつけ」をどのように行っているか具体的な《方法》が記されている。

【褒める】、【叱る】、【褒める】、【叱る】、【教える】、【気づかせる】は子どもにルールを具体的に教えるための方法として用いられる。【尊重】と【放任】は一見同じ行為として認識される可能性があるが、親の意図として異なる。例えば「子どもの「自主性」を重んじたしつけの方法をとっている」⁴⁷⁾と「注意や指示、援助をほとんど行わないしつけパターン」⁴⁸⁾である。こうした子どもに対して直接働きかけない事柄も「しつけ」として認識されている。

【制限】は、罰を与えることにより、親が言うことを聞かせるものである。【体罰・虐待】は社会規範上、また日本の法規定上適切ではないが、「少くらの体罰はしつけとして必要な場合もある」⁴⁹⁾や、「体罰を伴うしつけ」⁵⁰⁾のように、「しつけ」に

おける一方法として用いられている。「『虐待』という言葉が一般化したがために、愛情によるお仕置きやしつけまでもが『虐待』にひとくりにされてしまう」⁵¹⁾のように、親がその行為に愛情を込めているかが虐待との違いであると認識される場合もある。「しつけか虐待かの区別がつきにくい」⁵²⁾や「わが国の社会には、一定程度の体罰(暴力)はしつけとして許容されるといった通念が存在する」⁵³⁾のように、日本における「しつけ」は体罰や虐待をその方法として含む概念であると認識することができる。

③ 場所

《場所》は文字通り、「しつけ」が実施される場である。【家庭】、【保育現場】、【地域】の3つのサブカテゴリーから構成される。

【家庭】は「しつけ」が行われる場としては基盤になる。ただし、【家庭】だけでなく、【保育現場】、【地域】についての記述が見出された。「家庭教育を補い、しつけをする場としての幼稚園の位置づけ」⁵⁴⁾といった表現から想起されるように、家庭だけで「しつけ」が完結する訳ではないと認識されていることがわかる。

3) 先行要件

① 社会からの要請

《社会からの要請》は【社会の状況】、【あるべき姿】、【不確かさ】の3つのサブカテゴリーから構成される。これらは「しつけ」を親が行う背景として捉えることができる。

【社会の状況】はその時代の、その国・地域の「しつけ」を決定する。「しつけの方法は時代や文化によって大きく異なるが、一般に、その目的は適切な社会化である。」⁵⁵⁾と記述されている通りである。例えば「昔はしつけとされたことでも虐待じゃないかといわれる」⁵⁶⁾とあるように、時代により求められる内容は異なる。その社会における規範が「しつけ」の【あるべき姿】を形成する。「望ましいしつけ方法」⁵⁷⁾は、その社会における規範が表れている。しかしながら、社会規範は明確なものもあれば、グレーゾーンとも言うべき【不確かさ】も存在する。先述の「昔はしつけとされてきたこと」の中で育った人々にとって、その価値観をすぐに修正することは困難である。そのため「どんな手段が有効かについては議論が絶えない。」⁵⁸⁾といった「しつけ」の範囲設定に関する議論が生じることになる。

② 社会的意義

《社会的意義》は【社会規範】、【親の価値観伝達】、【ジェンダーロール】、【自立】の4つのサブカテゴリーから構成される。これらは「しつけ」についての社会からの要請として捉えることができる。社会の維持のためにその社会の中で当たり前とされているものから逸脱する人間を養成することは適切ではないと考えられている。

【社会規範】は人が社会で生きていくために身につけるべきものである。そのため、「人が社会に適応するための働きかけが「しつけ」と定義される」⁵⁹⁾としている。「社会の最少集団である家庭に於いてしっかりとルール・約束を守らせるようしつけていかなければならない」⁶⁰⁾のである。【ジェンダーロール】も子どもの社会化の一部分をなすが、子どもの性別によって社会が期待する役割は異なる。「特に性差が大きいものは、『対人関係における協調的行動』であり、女性は他者への配慮が強いと言われるように、小さい時から他者を意識したしつけを多く受けてきたといえる」⁶¹⁾とあるように、男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく躰けられることが社会において期待されている。ジェンダーロール以外にも「親たちは自分の常識に従ってしつけを行っている」⁶²⁾のであり、「しつけ」は社会の要請であり同時にその社会の中で生きている【親の価値観伝達】の取り組みでもある。【自立】は「しつけ」の目的の一つでもある。「しつけは子どもを自立した人間に育てるためのもの」⁶³⁾と記されている。

③ 身につけさせたいこと

《身につけさせたいこと》は【生活習慣】、【自主性・自律性】、【協調】、【子どものため】の4つのサブカテゴリーから構成される。「しつけ」そのものではなく、「しつけ」を行うにあたって期待する成果である。

【生活習慣】には、社会が子どもに身につけさせたいと期待している身近で具体的な記述が含まれる。「『挨拶』はなんと言ってもしつけの基本中の基本」⁶⁴⁾や「生活に必要な習慣や態度、言葉を身につける」⁶⁵⁾が見られる。【自主性・自律性】では、子どもたちが社会の中で生きていくために期待される力が含まれる。「自らを律し、自らの意思で、自ら考え、目標に向かってやり遂げる力を期待するしつけ」⁶⁶⁾などである。【協調】は、「対人関係を維持する上で

他者との協調性を重視する」⁶⁷⁾にある通り、生活において対人関係を円滑に維持することは安心できる社会を構築する上で重要な要素である。《社会的意義》と異なり、「しつけ」を【子どものため】と認識するものも存在する。「しつけの本質は、子どもを型にはめる親の営みというより、社会生活を営む上で望ましい知識を構成するという子ども自身の発達なのである」⁶⁸⁾では、社会の要請ではなく、子ども自身が社会生活を営むことができるようになることが目的であるとの認識が示されている。

4) 帰結

① 社会を構成

《社会を構成》は【社会規範の基盤】、【虐待との連続性】の2つのサブカテゴリーから構成される。「しつけ」の結果として生じる事柄である。

「しつけ」が社会における規範を示す一方、社会秩序に関してネガティブな結果が生じる可能性もある。【社会規範の基盤】では、「それぞれの場におけるしつけがしにくくなることで、人間社会や集団における規範が崩れ、社会を維持していくことが根本的に難しくなってくる状況に陥る」⁶⁹⁾との認識が見られた。一方、【虐待との連続性】には虐待や体罰が行き過ぎた「しつけ」であるとの認識から、その結果について不適切でもある程度容認されている。「しつけから虐待への境界はほんのちょっとしたことで越えてしまう可能性があり、それを踏みとどめるにはお母さんひとりのがんばりでは難しいと思いました」⁷⁰⁾では、「しつけ」に虐待との連続性が主張され、虐待の責任は個人に帰するとはされていない。

② 子どもの形成

《子どもの形成》は【自信】、【不適切な体験の影響】の2つのサブカテゴリーから構成される。それぞれ「しつけ」が子どもにどのような影響を与えたかについて記されたものである。

「『しつけ』は、子どもが自分の感情や衝動を抑制する機能=自律性の発達を促す行為であり、子どもはしつけられる経験を通して、自分で自分の衝動をコントロールする、管理する力が身につけていくことに喜びを感じ、自信を身につけていく。」⁷¹⁾とあるように、「しつけ」が適切に行われると、子どもは【自信】などポジティブな結果を得られる。逆に【不適切な体験の影響】が生じることもある。「この逆は、子どもの失敗感を強め、劣等感を育て

て、やる気を阻害するしつけパターンと考えられる。」⁷²⁾や、「結局、行き過ぎたしつけや過干渉を繰り返していると、内的コントロールが子ども自身の中に育たないことが多い。」⁷³⁾などが影響として挙げられる。

5) 定義

これまでのカテゴリー等の説明に基づくと、「しつけ」は下記のように定義される。

「しつけ」は《親子関係》の中で様々な《方法》によって、主に私的な《場所》で実施されるものである。社会の秩序を守るために、《社会からの要請》により行われる側面があり、《社会的意義》が存在する。また子どもの社会化のために《身につけさせたいこと》を提供することが目的となる。「しつけ」により、子どもが《社会を構成》するための基盤が作られるが、適切に行われるかどうかにより、心身の《子どもの形成》に影響を与えるものである。

4. 考察

1) 社会の要請としての「しつけ」

「しつけ」は、子育てにおける私的な取り組みと捉えることが多い。しかしながら本研究の分析では、社会の秩序維持のための取り組みとして認識されており、子どもを社会化する過程で、その社会において身につけるべき行動様式や価値規範を身につけていくことがその役割として期待されている側面があることが明らかになった。親の価値観自体もその社会の中で生きていく中で醸成されたものであるため、親の価値観の伝達自体にも社会規範の伝達という側面があり、それらがその国・地域の文化の継承となっている。

ただし、その行動様式や価値規範が明確に規定されているわけではなく、新たな価値規範の広がりにより、時と共に変化する可能性がある。例えば権利擁護の観点から捉えた体罰や虐待に対する認識は、特に児童の権利に関する条約の批准以降、顕著である一方、この考えを受け入れられない、もしくは適応できない人がいる。

2) 「しつけ」における親と子の関係性

親子関係は「しつけ」において基盤となる。親子の相互性の中で行われることため、しつけ行為の主体である親が意図した通りに行えない場合がある。

また伝えるべき社会規範についても、不確かな側面があり、どのようにそれを伝えるべきか悩むこともあると考えられる。抽出したコードの中にも「試行錯誤」や「苦労や疲労感につながる」などの表現が見られた。親にとって大きな負担感を強いる役割であり、親の傷つきにも繋がりがねない。適切に行えない場合や疲労により適切な判断ができない場合には、社会的または生物的に強い立場にいる親が不適切な形で強制することもありうる。「しつけ」が社会的な役割を担っているのだと考えれば、私的な取り組みとして親にその責任を担わせるべきものではなく、もし不適切な取り組みになってしまう場合には、社会の責任として適切な「しつけ」が可能になるように取り組むべき事柄であると考えられる。その点において、保育現場や地域が子育てを補完する場として認識されている側面があることは、今後認識を強めていくべきことであると考えられる。

3) 体罰・虐待との関係

今回抽出したコードの中で体罰・虐待との関係を「行き過ぎた」や「境界を越える」などの表現を用いて「しつけ」の延長線上に存在するかのよう表現が多く見られた。「両者は質的にまったく異なるもの」⁷⁴⁾との説明もなされているが、「しつけ」概念には、体罰や虐待も方法の一つとして含まれ、また、「しつけ」の延長線上にそれらが存在すると認識されている側面がある。「しつけ」は被養育体験や日々の生活に根づいた取り組みであり、その概念としてこうした認識がされていることは、先述の親子関係における課題として見る事ができる。

5. 結論と課題

本研究の概念分析により、子育てにおける「しつけ」概念の定義とその内容について検討を行った。私的な取り組みである「しつけ」は社会的な役割を担っている一方で、その責任は親にあると考えられた。ただし、本研究は概念分析の手法に則り行ったとはいえ、限られたサンプルによる分析であるため、今後も「しつけ」の捉え方については検討が必要であろう。また、2020年に児童虐待の防止等に関する法律に体罰禁止規定が明記されたことによる影響を今後確認していく必要もあるであろう。さらに今回は日本を対象としたが、「しつけ」認識の異なる海外との比較検討を行うことで日本の特徴について

確認することができる。と考える。

引用文献

- 1) 岡崎善治：中京学院大学中京短期大学部研究紀要, **46(1)**, 11-19 (2015)
- 2) 佐藤和順：人権教育研究, **3**, 57-69 (2003)
- 3) 二宮克美・山本ちか・氏家達夫・五十嵐敦・井上裕光：愛知学院大学情報社会政策研究, **7(1)**, 1-11 (2004)
- 4) 平田伸子：教育と医学, **60(9)**, 752-760 (2012)
- 5) 和田上貴昭：日本社会事業大学研究紀要, **68**, 143-153 (2022)
- 6) Mussino, E., Duvander, A., Ma, L. : *Population*, **73(2)**, 363-382 (2018)
- 7) Wall, K., Sao Jose, J. : *Social Policy and Administration* **38(6)**, 591-621 (2004)
- 8) Rogers, B. L., Knafl, K. A. : *Concept development in nursing: foundations, techniques and applications*, second edition. Philadelphia: W.B. Saunders Company, 77-102 (2000)
- 9) 上村朋子・本田多美枝：日本赤十字看護学会誌, **6(1)**, 95 (2006)
- 10) 同上, 99.
- 11) 前掲 8)
- 12) 前掲 1)
- 13) 寺田恭子・赤井綾美・小杉知江・藤崎亜由子・榎原志保：保育学研究, **52(3)**, 379-390 (2014)
- 14) 鹿島なつめ：西南学院大学人間科学論集, **9(1)**, 31-45 (2013)
- 15) 佐々木光郎：教育と医学, **58(3)**, 266-272 (2010)
- 16) 平山敦子：家庭教育研究所紀要, **31**, 145-153 (2009)
- 17) 前掲 2)
- 18) 花原節子：神学と人文 大阪基督教学院・大阪基督教短期大学研究論集, **42**, 55-88 (2002)
- 19) 細坂泰子・茅島江子：母性衛生, **59(4)**, 896-905 (2019)
- 20) 西澤哲：児童心理, **64(13)**, 1122-1127 (2010)
- 21) 数井みゆき：児童心理, **59(13)**, 1196-1200 (2005)
- 22) 伊藤 (阿部) 一美：児童心理, **59(13)**, 1162-1167 (2005)
- 23) 北川歳昭：児童心理, **56(11)**, 1077-1081 (2002)
- 24) 山地亜希・白坂真紀・桑田弘美・坂本裕：岐阜大学教育学部研究報告 人文科学, **60(1)**, 189-195 (2011)
- 25) 尾形和男・増南太志：埼玉学園大学紀要 人間学部篇, **19**, 91-103 (2019)
- 26) 門間晶子・山本真実・細川陸也・富塚美和：日本地域看護学会誌, **20(3)**, 54-62 (2017)
- 27) 前掲 4)
- 28) 門松愛：名古屋女子大学紀要, **64**, 333-346 (2018)
- 29) 前掲 3)
- 30) 石橋尚子：児童心理, **57(18)**, 1655-1660 (2003)
- 31) 吉澤寛之・吉田琢哉・原田知佳・浅野良輔・玉井颯一・吉田俊和：教育心理学研究, **65(2)**, 281-294 (2017)
- 32) 岩崎桂子：研究紀要, **1**, 69-81 (2009)
- 33) 佐藤恵子：臨床心理学研究, **4**, 105-125 (2006)
- 34) 広田照幸：青少年問題, **50(9)**, 16-21 (2003)
- 35) 山瀬範子：九州大学教育社会学研究集録, **5**, 87-96 (2003)
- 36) 新井邦二郎：児童心理, **60(11)**, 1010-1018 (2006)
- 37) Lee Kyoung won・安山美穂：宮崎大学教育文化学部附属教育実践総合センター研究紀要, **12**, 117-130 (2004)
- 38) 増淵哲子：家庭科教育, **76(3)**, 11-16 (2002)
- 39) 齋藤咲子・大西香代子：子どもの虐待とネグレクト, **9(1)**, 79-86 (2007)
- 40) 西出隆紀・中村紗也香：愛知淑徳大学論集 コミュニケーション学部・コミュニケーション研究科篇, **1**, 45-61 (2001)
- 41) 無藤伸子：教育と医学 **60(9)**, 752-760 (2012)
- 42) 前掲 2), 58.
- 43) 前掲 19), 896.
- 44) 前掲 24), 192.
- 45) 前掲 25), 100.
- 46) 前掲 3), 1.
- 47) 前掲 34), 18.
- 48) 前掲 32), 71.
- 49) 前掲 37), 117.
- 50) 前掲 26), 55.
- 51) 前掲 20), 1122.
- 52) 前掲 26), 55.
- 53) 前掲 20), 1124.
- 54) 前掲 28), 335.
- 55) 前掲 4), 754.
- 56) 前掲 20), 1122.

「しつけ」の概念分析

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 57) 前掲 23), 1077. | 66) 前掲 33), 110. |
| 58) 前掲 4), 754. | 67) 前掲 33), 110. |
| 59) 前掲 13), 70. | 68) 前掲 23), 1078. |
| 60) 前掲 18), 69. | 69) 前掲 1), 12. |
| 61) 前掲 33), 112. | 70) 前掲 19), 900. |
| 62) 前掲 23), 1077. | 71) 前掲 13), 71. |
| 63) 前掲 41), 754. | 72) 前掲 32), 71. |
| 64) 前掲 18), 67. | 73) 前掲 21), 1198. |
| 65) 前掲 26), 343. | 74) 前掲 20), 1122. |

